

2026年5月22日

各位

会社名 株式会社ジーフット
代表者 代表取締役兼社長執行役員 木下 尚久
コード番号 2686
東証スタンダード市場・名証プレミアム市場
問合わせ先 経営管理本部 経営企画部長 管野 卓
電話番号 03-5566-8215

株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更の承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年4月8日付で公表した「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年4月8日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日開催の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会①」といいます。）に株式併合に関する議案及び定款の一部変更に関する議案を付議し、また、本日付のA種種類株主による種類株主総会及びB種種類株主による種類株主総会（いずれも会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第325条の準用する同法第319条第1項の規定に基づくみなし決議）（以下、総称して「本種類株主総会②」といいます。）に定款の一部変更に関する議案を付議しましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミアム市場における上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年6月22日まで整理銘柄に指定された後、2026年6月23日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所プレミアム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案（株式併合の件）

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本定時株主総会及び本種類株主総会①において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2026年4月8日付プレスリリースに記載のとおりです。

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

当社株式について、20,000,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

普通株式 42,568,527株

④ 効力発生前における発行済株式総数

42,568,644株（うち普通株式42,568,529株、A種種類株式50株、B種種類株式65株）

（注）当社は、2026年4月8日開催の取締役会において、2026年6月24日付で自己株式12,371株（2026年2月28日時点で当社が所有する自己株式の全部に相当します。）を消却することを

決議いたしましたので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を記載しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

117 株（うち普通株式 2 株、A 種種類株式 50 株、B 種種類株式 65 株）

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

120 株（うち普通株式の発行可能種類株式総数 5 株、A 種種類株式の発行可能種類株式総数 50 株、B 種種類株式の発行可能種類株式総数 65 株）

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、当社の株主はイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）のみとなり、イオン以外の株主の皆様は保有する当社株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する株式については、本株式併合が、当社の株主を当社の支配株主（親会社）であるイオンのみとし、当社株式を非公開化するための手続として実施するものであること等を踏まえ、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、イオンにおいて買取りを行う方法により売却することを予定しており、その買取りに係る代金を、1 株未満の端数が生じた株主の皆様に対して交付する予定です。この場合の買取価格につきましては、当該裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である 2026 年 6 月 24 日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に 300 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

2. 第 2 号議案（定款一部変更の件）

- ① 当社は、以下の内容の当社定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）について、本定時株主総会、本種類株主総会①及び本種類株主総会②において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本定款変更の内容の詳細は 2026 年 4 月 8 日付プレスリリースに記載のとおりです。本株式併合に係る併合する株式の種類は普通株式のみとする予定であるため、当社が株式併合等を行う場合に、普通株式、A 種種類株式及び B 種種類株式の種類ごとに同時に同一割合で行う旨定める現行定款第 9 条の 14（株式の併合または分割、募集株式の割当て等）第 1 項を削除するものであります。また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の普通株主、A 種種類株主及び B 種種類株主はいずれもイオンのみとなるため、当社が株式又は新株予約権の株主割当権を付与する場合に、普通株主、A 種種類株主及び B 種種類株主にそれぞれ同時に同一割合で付与する旨定めている同条第 2 項、並びに、当社が株式又は新株予約権の無償割当てを行う場合に、普通株式、A 種種類株式及び B 種種類株式についてそれぞれ同時に同一割合で行う旨定める同条第 3 項は不要となるため、これらを削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 117 株（うち普通株式 2 株、A 種種類株式 50 株、B 種種類株式 65 株）となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、現行定款第 7 条（単元株式数）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は 120 株（うち普通株式の発行可能種類株式総数 5 株、A 種種類株式の発行可能種類株式総数 50 株、B 種種類株式の発行可能種類株式総数 65 株）となること、かかる点をより明確にす

るために、本株式併合の効力が発生することを条件として、当該事項に関する現行定款第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）を変更するものであります。

- ④ 本株式併合の効力が発生した場合、当社の株主はイオンのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現行定款第13条（電子提供措置等）を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰上げを行い、また、現行定款第15条の2（種類株主総会）を変更するものであります。

上記①を除く本定款変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2026年6月25日に効力が発生するものといたします。

3. 本株式併合の日程

① 本定時株主総会及び本種類株主総会①の開催日	2026年5月22日（金）
② 本種類株主総会②の決議日	2026年5月22日（金）
③ 整理銘柄指定日	2026年5月22日（金）
④ 当社株式の売買最終日	2026年6月22日（月）（予定）
⑤ 当社株式の上場廃止日	2026年6月23日（火）（予定）
⑥ 本株式併合の効力発生日	2026年6月25日（木）（予定）

以上